

## 京都大学再生医科学研究所図書室利用規則

### (開室期間)

第1条 京都大学再生医科学研究所図書室は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日及び6月18日を除き、開室する。ただし、必要に応じて臨時休室することがある。

### (開室時間)

第2条 図書室の開室時間は、午前9時から12時まで、午後1時から5時までとする。

### (利用者)

第3条 図書室を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当研究所の名誉教授、教職員、大学院生、学生ならびにこれに準ずる者。
- 二 医学部及び関連部局（医学研究科・医学部・医学部附属病院・ウイルス研究所・放射性同位元素総合センター・放射線生物研究センター）の名誉教授、教職員、大学院生、学生ならびにこれに準ずる者。
- 三 他部局の名誉教授、教職員、大学院生、学生ならびにこれに準ずる者。
- 四 その他図書室の利用を希望する学外者。

### (閲覧)

第4条 図書室資料の閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

### (閲覧の制限)

第5条 次の各項に掲げる場合には閲覧を制限することができる。

- 1 当該図書室資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されている場合における、当該情報が記録されている部分。
- 2 当該図書室資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間。
- 3 当該図書室資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合、又は原本が現に使用されている場合。
- 4 試験期間中において閲覧室が非常に混雑している場合等、本研究所の教育、研究に支障をきたすおそれがある場合。

### (貸出)

第6条 第3条第1項第一号、第二号及び第三号に掲げる者には、第8条に定めるとおり図書室資料を貸出すことができる。ただし、辞書、索引等の参考資料、その他特に指定された図書室資料、到着後3ヶ月以内の雑誌・図書（和洋共）は貸出は行わない。

(貸出の手続き)

第7条 貸出(一時持出を含む)を希望する者は、別に定める利用手続きを経なければならない。

(貸出の期間及び冊数)

第8条 図書室資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

- |   |                  |    |         |      |
|---|------------------|----|---------|------|
| 一 | 第3条第1項第一号に規定された者 | 図書 | 5冊以内、   | 7日以内 |
|   |                  | 雑誌 | 5冊以内、   | 翌日まで |
| 二 | 第3条第1項第二号に規定された者 | 図書 | 3冊以内、   | 7日以内 |
|   |                  | 雑誌 | 3冊以内、   | 翌日まで |
| 三 | 第3条第1項第三号に規定された者 | 図書 | 3冊以内、   | 7日以内 |
|   |                  | 雑誌 | 貸出を行わない |      |

(資料の返却)

第9条 貸出期間の満了あるいは第3条第1項第一号、第二号及び第三号に規定された者が、その身分を失った時は、借用中の図書室資料を直ちに返却しなければならない。

(転貸の禁止)

第10条 貸出中の図書室資料は、いかなる場合でも転貸をしてはならない。

(継続貸出)

第11条 貸出中の図書室資料を引続き借用しようとする者は、改めて借用手続きをしなければならない。ただし、他に借用希望者がある時は、その者を優先する。

(資料の事故)

第12条 閲覧又は借用中の図書室資料を汚損、破損もしくは紛失した時は、直ちにその旨図書委員長又は図書室係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(複写、撮影)

第13条 第3条第1項第一号、第二号及び第三号に掲げる者は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、公費で図書室資料の複写又は撮影を依頼することができる。

- 2 図書室資料の複写又は撮影にかかる著作権についての責任は、これを依頼した者が負わなければならない。
- 3 複写又は撮影の料金その他の必要事項は、別に定める。

(罰則)

第14条 図書委員長は、この規則に違反した者、又は図書委員長の指示に従わなかった者に対して、図書室資料の利用を禁止、又は入室を拒否することができる。

(その他)

第15条 利用者の閲覧に供するため、図書室資料の目録及びこの利用規則を常時閲覧室内に備え付

けるものとする。

第16条 この内規に定めるもののほか、内規の実施に関し必要な事項は、図書委員会が別に定める。

第17条 本規則を改廃するときは、図書委員会の意見を徴し、教授会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

平成13年4月1日制定の京都大学再生医科学研究所図書室利用規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成20年10月16日から施行する。